

**福岡県**

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	使用量 合計
22	フィプロニル		2.0E-3	1.5E+0	1.1E+2	108.1
64	エトフェンプロックス	8.9E+1	5.8E+1	2.3E+1	5.0E+1	219.6
117	テブコナゾール				8.7E+0	8.7
139	トラロメトリン			4.1E+1	4.3E+0	45.3
140	フェンプロパトリン			1.4E+1		14.0
153	テトラメトリン	7.8E+2	9.7E+0	7.3E+2	2.4E-1	1,518.8
181	ジクロロベンゼン	1.5E+3	8.1E+2			2,276.3
225	トリクロルホン		1.7E+1			17.2
248	ダイアジノン		2.6E+0			2.6
251	フェニトロチオン		4.8E+2	1.2E+1	2.1E-1	495.4
252	フェンチオン	1.8E+1	2.5E+2			266.1
256	デカン酸				9.6E+0	9.6
350	ベルメトリン	5.3E+1	1.3E+2	5.5E+1	1.4E+2	386.8
405	ほう素化合物		1.7E+0	6.6E+1	6.0E+0	73.6
427	カルバリル			5.4E+2		544.6
428	フェノプカルブ			4.0E+2	3.9E+2	793.2
457	ジクロールボス	3.6E+2	2.2E+3			2,600.0
合 計		2.8E+3	4.0E+3	1.9E+3	7.2E+2	9379.8

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等